

全建労発第 47 号
令和 8 年 9 月 9 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人全国建設業協会
専 務 理 事 山 崎 篤 男
〔 公 印 省 略 〕

建設技能者等のリスクリングに活用できる支援制度の周知について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素は、本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて今般、国土交通省不動産・建設経済局建設振興課から、標記につきまして、別添のとおり周知依頼がありました。

先般、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)」では、建設業を「社会資本の整備に不可欠」と位置付け、生産性向上や処遇改善、人材確保等を通じて地域のインフラの整備力を強化すること、また、労務費や資材価格の高騰を踏まえた適切な価格転嫁を促した上で、必要な事業量を確保することが示されております。

その上で17の戦略分野等への投資を促進し、強い日本経済を実現するためには、各分野における設備投資(施設整備)を支える建設産業において、人材の確保・育成等を推進し、供給力の向上を図ることが不可欠とされております。

別添の支援制度につきましては、令和8年5月 18 日付け全建労発第 16 号により、「地域建設企業が利用できる助成金・補助金に関する情報のご紹介」の中でもご案内したところですが、企業による建設技能者等へのリスクリング支援や技能者等本人による自発的なリスクリングをより一層促進する観点から、能力評価に必要な資格取得を含めた、建設技能者等によるリスクリングに活用できる支援がまとまったものとなっております。

つきましては、会員企業等へのより積極的な活用が図られるよう、周知の程、よろしくお願い致します。

(担当:労働部 山崎(直)、浜崎)